

◎開会の宣告

(午前10時02分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

当局より、振興センター長の欠席の届出がございました。

定足数に達しましたので、ただ今から、平成31年只見町議会1月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、酒井右一君、10番、山岸国夫君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

31年1月会議におきます行政諸報告を申し上げます。

2点ございます。

まず第1点につきましては、第61回福島県中学校体育大会スキー競技の結果についてでございます。1月14日から猪苗代町で開催されました大会において、只見中学校はアルペ

ン女子スラロームで2年生の鈴木来菜さんが優勝を果たしました。また、クロスカントリー男子リレーでも第2位と健闘し、全国大会に2名、東北大会に9名が出場します。

続きまして、2点目でございます。平成30年度南会津郡小・中学校教職員研究物審査会の結果についてでございます。1月24日に審査会が開催され、小・中学校研究の部で、朝日小学校が優秀賞、只見小学校と明和小学校と只見中学校が入選を受賞しました。また、個人研究の部では、明和小学校1名が入選を受賞いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第1号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するというものであります。

1としまして、契約の目的であります。旧役場庁舎の解体工事であります。駅前にあります旧本庁舎。これの解体工事を今回、契約の議決の対象としてお願いをするものであります。

2番の契約の方法であります。指名競争入札であります。ただ今、お配りをさせていただきました工事等入札結果報告書をご覧いただきたいと思います。記載の5者、美馬建設株式会社、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、大正工業株式会社、南総建株式会社、吉野建設株式会社、5者の参加による指名競争入札でございました。3番の契約金額であります。9,644万4,000円であります。契約の相手方ではありますが、福島

県南会津郡只見町大字只見字原610番地、美馬建設株式会社、代表取締役、美馬典昭であります。この工事につきましては、概ね、お盆前には、8月中には遅くても完了したいと、前倒しのできる限り早急な工事の進捗に努めたいというふうには考えております。3月末の工期、当初設定をしまして、繰越という形にさせていただきたいものであります。予算審議の折に、アスベスト等々のご意見をちょうだいしました。それに関しましては目視の段階では発見できないという状況でありましたが、今回の解体工事施工にあたりまして、中に調査費を盛り込んでございます。それによります詳細調査の結果、万が一、アスベストがあると、処理をしなければいけないということになりますと、ちょっと時間もかかりますので、早急に皆様方に報告を差し上げ、対処させていただきたいというふうに考えております。

以上、工事請負契約の締結について説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第1号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めるこ

とについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
をご説明申し上げます。

教育委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、只見町大字十島字下居平783番地。氏名、菅家貞子氏であります。生年月日、昭和39年8月31日。8月30日です。すみませんでした。任期につきましては、平成31年2月1日から4年間となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

尚、採決の方法については、議会申し合わせ先例集の規定に基づき、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、5番、大塚純一郎君、6番、中野大徳君を指名いたします。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 尚、念のために申し上げますが、本件について、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を点検いたします。

立会人の方はお願いいたします。

投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

立会人より投票願います。

次に、1番議員から順次、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（齋藤邦夫君） 投票漏れありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

大塚純一郎君、中野大徳君、開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○議長（齋藤邦夫君） 立会人は自席にお戻りください。

どうも、ご苦労様でした。

選挙の結果を報告します。

総投票数10票。有効投票10票。無効投票0票。有効投票のうち賛成10票。反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開く〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長より発言

○議長（齋藤邦夫君）　　ここでお諮りをいたします。

町長より申し出がございました。

町長より発言をお願いいたします。

町長。

○町長（菅家三雄君）　　発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

町職員の不適切な事務及び会計処理、2件についてご報告を申し上げます。

まず1件目であります。平成29年度の社会体育事業において、担当事務の執行等に遅延が生じ、関係機関や団体の事業執行に影響を与えたこと。また、平成29及び30年度の関係団体等の事務執行にあたって不適切な事務及び会計処理を行い、関係団体や関係者に多大なご迷惑をおかけし、町への不満、不信感が生じることとなってしまいました。このことにより、担当の50歳代主任主査を停職6ヶ月の処分といたしました。

続きまして、2件目であります。平成28年から30年度において、年金関係事務の取り扱いにあたりまして、申請等の紛失や年金事務処理の申達、遅延、その他の担当事務において、処理遅延等が発生し、申請者や関係者に多大なご迷惑をおかけしてしまっていることになってしまいました。つきましては、担当の30歳代主事を停職3ヶ月といたしました。

いずれも昨日、1月28日付での処分であります。併せて、事務発生時の関係課長等に対し、訓告等の処分を行っております。こういったことで関係機関や団体、町民の皆様方に多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をお借りいたしましてお詫びを申し上げます。今後、こういったことが生じないよう、指揮、指導をしてまいる所存であります。

また、追加議案といたしまして、私の処分についてもご提案したく存じますので、よろしくお取り計らいをいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　　それでは、ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程第5以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加日程及び資料配付〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

○町長（菅家三雄君） 先ほど時間をいただきまして報告をさせていただきました。

その私の処分について、議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。25 平成31年2月1日から平成31年4月30日までの町長の給料月額は、第2条及び第18項の規定に関わらず、同項に規定する給与月額から当該月額に100分の10乗を乗じて得た額を減じた額とする。

附則といたしまして、この条例は平成31年2月1日から施行するという内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

3番、鈴木征君。

○3番（鈴木 征君） 今、町長から、口頭と文書によって説明されましたけれども、町職員に対しては、懲罰委員会というものがあるものと承知しておりますが、町長は申出によってできるかもしれませんけれども、職員に対して、町長の権限だけで降格とか、そういったことの懲罰を実施できるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 条例規則等の中で、懲罰審査について、職員の不祥事等につきましてはその手続きが定められております。その定めに基づきまして手続きどおり処理をさせていただいて、その委員会からの答申に基づいて私が判断をさせていただいて、このような結果になったということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 最終的に私が決めたとおっしゃいますが、職員を処分するというのは、これ、相当な、処分された職員については、人生に影響を受けると。通常、定年退職をいたしました、お世話になりました、大過なく過ごしましたと書くのが定年退職したときの、30年・40年勤めた職員のプライドであります。そういったことを考えますと、相当容易でないことが起こったと。しかも、その規定、条例に合っていると。さらには、法249条ですか。これにも書いてありますけれども、我々、そういった内容を飛び越して、町長、それに該当したから処分すると言われても、事の重大さのあまりに、にわかに納得できかねますので、差支えない範囲で、その分野ごとに何が起こったのか。そして、誰が不利益を被ったのか。どうすべきだったのか。差支えない範囲で、その2件、該当者二人について、責任を持ったご回答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは懲戒審査の事務局といいますか、担当部署として概要の一部を申し上げます。

様々な事務執行等の遅延によりまして、各学校等での事業執行等に一部支障をきたしたという事案がございました。そのほかには各社会体育関係団体の事業執行にあたっての遅延。そして支払いの遅延によりまして関係者の決算といいますか、収支に関しての事務執行ができなかったということがあります。また、一般の方についても、そういった定められた給付金。こういったものを受け取る機会が非常に遅れたということで多大なご迷惑をおかけした

という事案がございました。

年金関係等々でありますけれども、申請書の紛失等々によりまして再度手続きを行う。あるいはあの、その申達遅延によりまして給付の決定等が遅れる。こういった事案もございました。そのほか、町の公金支払い事務において、その処理の遅延から受け取り事業者等への納金の遅延。こういったものが生じたという事案がございました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、佐藤孝義君。

○2番（佐藤孝義君） 私もちょっと、こういう件初めてで、わからないんで、ちょっと聞きます。

これ、停職3ヶ月、6ヶ月ということは、相当重い懲罰だというふうに感じます。それに対しまして、町長の処分、減給3ヶ月、1割ということは、自分の、これ、減給というのは自分で決められるんだと、おそらく思うんですけども、停職6ヶ月、3ヶ月処分を受けた職員と比べると、町長の減給というのは、なんか、どっちが重いのか、低いのか、ちょっと、私にはちょっと区別がつかないんで、その辺のやっぱり決まりがあるのかどうか、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） こういったことに対する基準はございません。それで、他の例等を参考にしながら判断をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 金額の遅延ということがございました。それで、その遅延というのは、ただ単に遅れただけなのか。それとも本人以外の第三者が気づかれて、発覚後に支払われたのか。その点だけお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今のご質問であります。処分を受けた当事者はそのことは承知しておったということであるというふうに思います。しかしながら、（聴き取り不能）にありました担当の管理職等々は、そういった給付を受けるべくあった方からの申し出がある

まで気づかず、その申し出によりまして発覚したことにより、直ちに支払いの事務を行ったということであります。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） やはりですね、そういったことが本人の不注意だけで若干遅れたという話と、まわりから指摘を受けて、それからお金を支払った。話をものすごく悪くとれば、例えば発覚しなかったら、それはずっと、横領という形で繋がってしまうというようなことに、悪く言えばですけども、繋がってしまう事案かと思います。是非ともですね、再発防止のためにその辺のチェック機能をもう一度見直していただいて、課内で、やはりお金に関わる問題でございますので、そういった点は、もっと事細かに、事が重大にならないうちに、すぐ解消できるような形のチェック機能を今後設けていっていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） ただ今のご意見であります、おっしゃるとおりでありまして、調査をさせていただいた段階では他意への流用ということは認められなかったということではあります。本人が渡すのを遅れて、自ら保管をしていたという事案であります、こういったことのないように、今後はそういった支払いに関しては、振込等々行う等の措置をするというふうに担当課等でも申しております。そういったことを慎重に進めてまいるといふことではありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願・陳情取り下げ

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第5、請願・陳情取り下げの件を議題といたします。

陳情者から、平成31年1月15日付をもって、階段昇降機設置に関する陳情書の取り下げ願いが提出されました。

お諮りをいたします。

ただ今、議題となっております陳情31-1 階段昇降機設置に関する陳情書取り下げの件については、これを了承することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

この件は、討論を省略し採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情31-1の請願・陳情取り下げについては、承認することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、請願・陳情第31-1の陳情書取り下げの件については承認することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎買い物支援バスに関する緊急要望書について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、陳情31-2 買い物支援バス運行に関する緊急要望書を議題といたします。

お諮りをいたします。

陳情31-2については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略

したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情 3 1 - 2 については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから陳情 3 1 - 2 を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 3 1 - 2 を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

したがって、陳情 3 1 - 2 については採択することに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午前 10 時 35 分）